

三、經濟

- 一 國債、國庫券の發行
- 二 工入禁止、廢除、其の整理の禁止、新
- 三 作務の停止、其の整理の禁止、新
- 四 八時制労働制（深山労働六時制）の確
- 五 婦人及少年の夜間労働禁止、坑内作
- 六 業、夜間労働の禁止
- 七 工場、事業場の改正及交通手段
- 八 船舶、海運法の改正
- 九 船舶の國籍
- 十 船舶の検査、船舶の航行、船舶の
- 十一 船舶の検査、船舶の航行、船舶の
- 十二 船舶の検査、船舶の航行、船舶の
- 十三 船舶の検査、船舶の航行、船舶の
- 十四 船舶の検査、船舶の航行、船舶の
- 十五 船舶の検査、船舶の航行、船舶の

四、社會

- 一 男女の法律上社會上の權利及地位の平等
- 二 女子労働者の保護
- 三 労働者の福利の増進
- 四 労働者の福利の増進
- 五 労働者の福利の増進
- 六 労働者の福利の増進
- 七 労働者の福利の増進
- 八 労働者の福利の増進
- 九 労働者の福利の増進
- 十 労働者の福利の増進
- 十一 労働者の福利の増進
- 十二 労働者の福利の増進
- 十三 労働者の福利の増進
- 十四 労働者の福利の増進
- 十五 労働者の福利の増進

規約要綱

- 一 党の機関を大會、中央委員会、中央執行委員会、常任中央執行委員會の四段組織とす。
- 二 中央委員、中央執行委員は、共に大會選出、常任中央執行委員は、党勢監察の機関として、大會選出の統制委員會を設く。統制委員會は、執行部より成立す。
- 三 本部役員を、中央執行委員長、常任中央執行委員、書記長、書記次長、書記とす。書記長は、外に、中央執行委員及び書記長を補佐し、党の常務を管掌する機関として、書記次長を設く。
- 四 各部門の主任部員を書記とし、書記に、各種委員會に出席發言する權能を與ふ。
- 五 常任中央執行委員は、各部の部長を兼ね、責任制を明かにす。
- 六 中央委員及び中央執行委員の選出を地区単位とし、別表を定む。
- 七 中央執行委員長の諮問機関として、顧問、中央執行委員會の諮問機関として相談役、中央委員會の諮問機関として中央評議員を置く。顧問相談役は、大會、中央評議員は中央執行委員會に於て推薦するものとす。